

ヲ通知スルト共ニ女工各自ヨリモ通信セシムル様
取計セツ、アリ
一、工場内ノ状況

工場職員中會社ヨリ職工代表ニ為シタル回答ハ多
取工場長ノ面目ニ傷ケルモノアリトテ同工場長ヲ擁
護シテ一同工場事務所ニ集合連袂辭職ヲ為スヘク協
議シタルカ池田工場次長ヨリ斯ル行為ハ問題ヲ益々紛
糾ニ導クモノナルヲ以テ職工ノ要求事件解決後適當ノ
運動ヲ開始セラルベク早速ハ懸望シタル結果一同之レヲ
録トシ録表呈出ヲ見合セ居レリ
右ノ状況ナルヲ以テ引續キ嚴重警戒中
右及 申一週一報候也



労務第六七五二號

大正十五年八月九日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 濱口 雄幸 殿
社會局長官 長岡隆一郎 殿
京都、大阪、神奈川、兵庫、
愛知、福岡、静岡、千葉、埼玉、
各府縣 長官 殿

東京モスリン亀戸工場紛議ニ関スル件(第五報)
首題紛議其後ノ状況尤ノ如シ